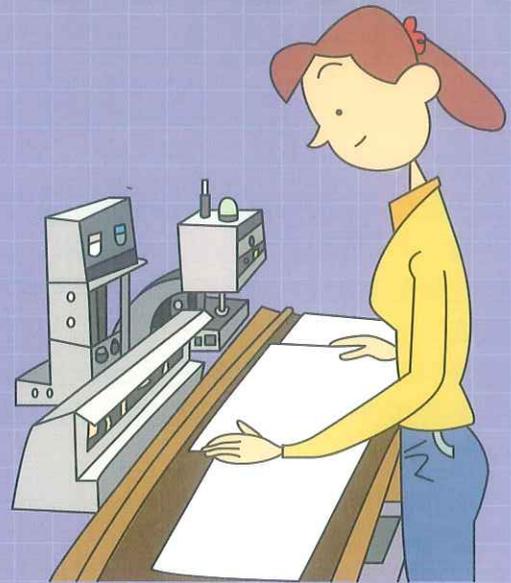
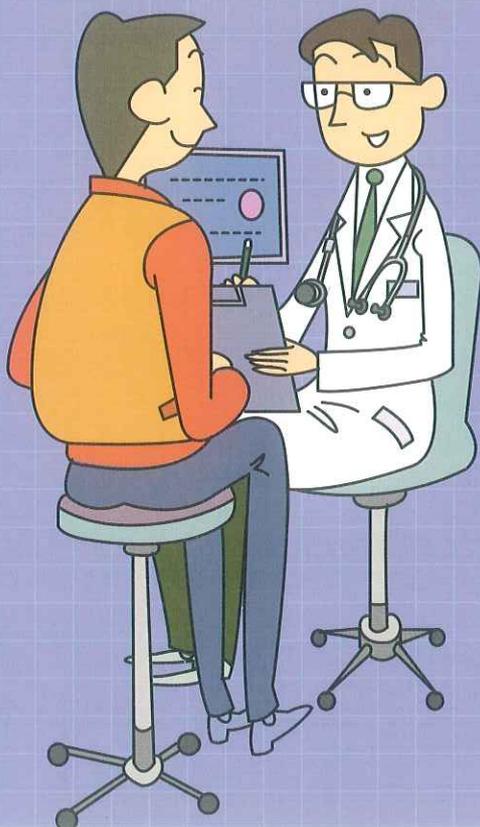


目指すところは**安全・健康**
心やすらぐ**快適職場**



頼んで
安心

労働安全コンサルタント 労働衛生コンサルタント



事業場の安全衛生改善計画作成には、
労働安全衛生法第80条に基づく
労働安全・労働衛生コンサルタントによる
安全衛生診断を受けることが
最も効果的です

労働安全・労働衛生コンサルタントは、国が行うハイレベルの試験に合格し、登録を受けた安全衛生の専門家です。安全衛生診断を行い、安全衛生改善計画の作成その他の安全衛生指導を行うのが主な職務です。安全衛生についての高度の専門技術を有していますので、皆様方の良いご相談相手になれると存じます。ぜひ労働安全・労働衛生コンサルタントをご活用下さい。

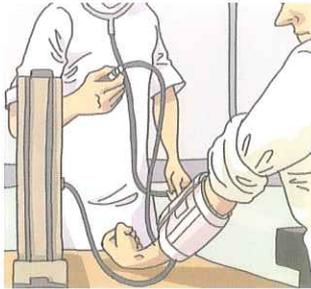
こんな時に

労働安全コンサルタント 労働衛生コンサルタント の活用を!



労働安全コンサルタント/
労働衛生コンサルタントを活用すると、
こんなメリットが生まれます

- 労働災害が発生したとき
- 安全衛生管理特別指導事業場の指定を受けたとき
- 計画の届出をするとき
- 労働安全衛生マネジメントシステムを導入するとき
- 機械設備や化学物質のリスクアセスメントを行うとき
- 機械設備や作業環境の改善を行うとき
- 安全衛生講演や安全衛生教育の講師が必要なとき
- 安全衛生管理規程や作業手順の作成をするとき
- 安全衛生管理活動を活発にしようとするとき
- 健康診断や作業環境測定に関すること



- 社内では得がたい安全衛生の専門家の指導を受けることができます。
- 機械のフェールセーフ化など専門的な安全技術指導を受けることができます。
- 社内では気がつかない安全衛生上の問題点を明らかにし、有効かつ効果的な方法を教えてください。
- 必要なときに、必要な事項について頼むことができるので、人件費の節約になります。
- 経営に役立つ安全衛生管理を教えてください。

労働安全衛生法の 改正により、 認定事業者は計画の届出が 免除されます!

免除認定の申請には、労働安全・労働衛生コンサルタントによる評価と監査が必要となります

平成17年11月2日労働安全衛生法等の一部を改正する法律が公布され、一部の規定を除き、平成18年4月1日から施行されました。

今回の改正法律の施行にあたっては、労働安全衛生の専門家である労働安全・労働衛生コンサルタントの活動に期待する部分が非常に多くなっています。特にリスクアセスメントを含む労働安全衛生マネジメントシステムを適切に実施している事業所(建設業の場合は店社)が労働基準監督署長の認定により計画の届出が免除される制度(法88条第1項ただし書き)については、署長に対する認定の申請にあたって、事業所又は建設業の店社が、労働安全衛生マネジメントシステムを構築し、適切に実施していることを労働安全・労働衛生コンサルタントによる評価を受け、さらに、その評価結果について別の労働安全・労働衛生コンサルタントの監査を受けることが必要となります。

CSP労働安全コンサルタント、 COH/CIH労働衛生コンサルタントとは?

労働安全・労働衛生コンサルタントは労働安全衛生法に定められた厚生労働大臣の行う国家試験に合格し、労働安全・労働衛生コンサルタント名簿に登録された安全衛生の高度の専門家です。

グローバル化の今、世界に通用する専門家としても、さらに一層研鑽を積むことが必要とされています。CSP労働安全コンサルタント、COH/CIH労働衛生コンサルタントとは当会の推進している労働安全・労働衛生コンサルタント生涯研修制度において、その分野の専門家の証しとして評価された称号です。

労働安全・労働衛生コンサルタントであって生涯研修記録(CPD)が一定以上のレベルを取得し、継続的に研鑽を積んでいると認定された労働安全・労働衛生コンサルタントにその称号の使用が許可されています。専門的事項の依頼の際、参考になさって下さい。

CSP労働安全コンサルタント

*CSP (Certified Safety Professional Consultant)

COH労働衛生コンサルタント(保健衛生)

*COH (Certified Occupational Health Consultant)

CIH労働衛生コンサルタント(労働衛生工学)

*CIH (Certified Industrial Hygiene Consultant)

安全管理の基本は、「現場パトロール」

労働安全コンサルタントは、配管用鋼管、一般構造用鋼管、各種構造物の溶融めっき加工の作業を主な事業としているA社と顧問契約を結んで、月1回の安全衛生委員会に出席し、引き続き実施される安全パトロールに参加してきた。

そのA社では、常時約60人程度の労働者（正規社員20人、派遣労働者40人、派遣労働者のうちの30人程度はブラジル、チリ等からの日系外国人）を雇用し、かつ、協力会社の労働者約40人と同一の場所で作業を行わせていたが、職場に派遣労働者、特に外国人労働者の多いことや協力会社の労働者と同一場所で混在して作業が行われていることから、安全衛生管理体制にかなりの問題が生じていた。また、労働災害も多発していたことから安全管理特別指導事業場の指定を受け、所轄労働基準監督署からは、たびたびの是正勧告を受けていたが、一向に改善される兆しはなかった。

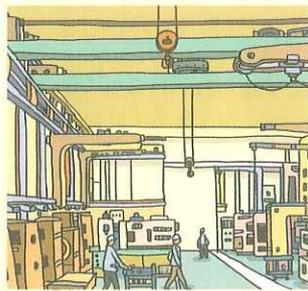
そこで、労働安全コンサルタントは、抜本的な労働災害防止策の講じるため、「顧問としての月1回のパトロールでは改善は難しいので“毎週パトロール”をやる」ことを提案し、実施することになった。

安全衛生上の問題点と改善計画

労働基準監督署から受けた是正勧告は次の事項である。

- 関係請負人の労働者が法令違反しないような必要な指導を行っていない。
- 安全管理者、衛生管理者の選任報告を行っていない。
- 健康診断の実施結果報告を行っていない。
- 安全衛生委員会でリスクアセスメントが調査審議されていない。
この是正勧告の意味するところは、要するに
- 法令に定める安全管理者及び衛生管理者の資格を有する者はいるが、労働基準監督署に選任報告を行っていないし、その期待される職務を果たしていない
- 一般健康診断は実施されていたが、その的確な事後措置を取っていないし、労働基準監督署への結果報告を行っていない
- 安全衛生委員会が形骸化しており、法令で定められた調査審議がされていない
- 自社の安全管理もできていないのに協力会社の指導まで手が回らない
というのが実情であった。

上記の是正勧告内容を踏まえ、現場パトロールを続けた労働安全コンサルタントは、ノーヘルメット、くわえたばこが工場内各所で散見されるような低い安全衛生レベルを改善すべく、安全衛生管理上の問題点について次のような洗い出しを行った。



- 安全管理意識が「形だけを繕う」ようになっている。
- 法令順守は単なるかけ声に終始している。
- 「あぶない!」が理解できていないように、外国人労働者に対する安全衛生教育の不徹底が見える。
このようなくつかの問題点の解決をめざし、労働安全コンサルタントは、工場長、安全管理者及び産業医と“生の意見交換”を行い、次の改善計画を提言した。
- 法令に基づく「安全衛生委員会」と「協議会」を、形だけを繕う会議から脱却させること。
- 「服装点検」と「整理整頓」に重点を置くこと。
- 作業場で指示する際は、作業者の目線で「単純な言葉」で対話すること。
- 報告書には必ず写真を添付し、各職場に周知（配布）させること。

改善の効果

毎週1回のパトロールを実施するようになってからも6か月が過ぎた頃、具体的な改善への動きが顕著になってきた。

- ① 意見交換の活発化
工場長から「職長との個人面談」の提案があり、雑談形式で互いの意見交換が行われた。
- 派遣外国人労働者の安全指導が一番の課題である。
- 派遣に限らず「社員教育」は不十分な感じである。
- 「ラジオ体操」が疎かになっている。
- 「作業手順書」はどこかに仕舞われ、見ていないことが多い。
- 「フォークリフトの点検」はやらない人が多い。
- KY活動より仕事優先の傾向がある。
- 化学薬品（SDS）に対する意識が薄い。
- ② パトロールでの雑談が改善提案のヒント
- ③ フォークリフト走行3原則
路面の段差走行／側溝の縁の走行／マンホールの上の走行に注意すること。
- ④ 外国人労働者にも危険予知できるように、自らによる安全標語の翻訳
- ⑤ パトロール報告書の掲示
- ⑥ 多発していた労働災害が減少傾向に向かった

今後の課題

その後、A社では改善計画がスムーズにすすめられ、労働基準監督署からの「安全管理特別指導事業場」の指定も解除され、社長からは「職場のムードもよくなり、整理、整頓も自主的になり、小さな災害も減少してきました。今後は、さらに職場の士気の高揚を目指し、下記の課題に取り組んでいきたいです。」とのコメントがあった。

- ① 初歩の生きた安全衛生教育を徹底すること。
- ② 自主的な職長中心によるパトロールの計画と実行を行い、ありのままの姿を「安全衛生委員会」、「協議会」で発表させること。
- ③ 安全衛生委員会と協議会では、出席者多くの積極的な発言を求めるなど、中味を充実させる。

今回の診断指導を振り返り、労働安全コンサルタントは、<自分の“目”で見た現場の光景を／自分の“頭”で考えて／自分が“生み出した言葉”を使うこと>を常に念頭に入れた「現場パトロール」が安全管理の基本であることを再認識した。

労働安全衛生マネジメントシステム（OSHMS）についてのご相談は

労働安全コンサルタント／労働衛生コンサルタントに

一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会

〒108-0014 東京都港区芝4-4-5 三田労働基準協会ビル5F

TEL 03-3453-7935 FAX 03-3453-9647

http://www.jashcon.or.jp E-mail info@jashcon.or.jp

労働安全衛生マネジメントシステム（OSHMS）は労働災害の防止に役立ち、職場のリスクを減少させるものでなくてはなりません。

このためには、システムとパフォーマンスの双方について専門家である労働安全・労働衛生コンサルタントが最適です。

構築指導、リスクアセスメント、内部監査、外部評価などなんなりとご下命下さい。

守秘義務

労働安全・労働衛生コンサルタントには、法律により守秘義務がありますので、安心してご相談いただけます。

報酬

顧問報酬、診断報酬、講演料など各業務により異なりますが、ご依頼の方の立場に立って親身にご相談に応じます。

具体的にはもよりの支部にご相談下さい。

労働安全衛生法第87条に基づき設立されたわが国唯一の公益法人です（昭和58年4月創立）。厚生労働大臣または指定登録機関の登録を受けた労働安全コンサルタントおよび労働衛生コンサルタントを会員として構成されています（約2,700名）。47都道府県に支部があります。

労働安全衛生コンサルタント制度 推進月間実施のお知らせ

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会は、労働安全・労働衛生コンサルタントが労働大臣(当時)に最初に登録された6月15日を「労働安全衛生コンサルタントの日」と定めています。本会では、この日を中心に、事業として労働安全衛生コンサルタント制度推進月間を全国的に展開しています。この機会に、みな様の職場における安全衛生改善計画にぜひ労働安全・労働衛生コンサルタントをご活用下さい。

実施時期

推進月間 毎年6月1日から6月30日
準備月間 毎年4月1日から5月31日

後援

厚生労働省
中央労働災害防止協会
建設業労働災害防止協会
陸上貨物運送事業労働災害防止協会
港湾貨物運送事業労働災害防止協会
林業木材製造業労働災害防止協会
鉱業労働災害防止協会

安全衛生技術試験協会
全国社会保険労務士会連合会
日本技術士会
労働者健康福祉機構
全国労働基準関係団体連合会
日本ボイラ協会
日本クレーン協会
ボイラ・クレーン安全協会
産業安全技術協会
仮設工業会
建設荷役車両安全技術協会

日本医師会
日本歯科医師会
日本作業環境測定協会
全国労働衛生団体連合会

実施者

一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会
本会都道府県各支部
会員：労働安全コンサルタント／労働衛生コンサルタント



一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会
JAPAN ASSOCIATION of SAFETY and HEALTH CONSULTANTS
〒108-0014 東京都港区芝 4-4-5 三田労働基準協会ビル 5F
TEL. 03-3453-7935 FAX. 03-3453-9647
<http://www.jashcon.or.jp> E-mail : info@jashcon.or.jp

ご不明な点は本部、または下記にご照会下さい。